○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岡山市北区青江二丁目四三一番一から同市北区青江五丁目九一二番一まで	前	一九・五〇～三一・〇〇（キロメートル 〇・一七六）	
	後	二一・〇〇～三一・〇〇（キロメートル 〇・一七六）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び三十号	岡山市北区青江二丁目四三一番一から同市北区青江五丁目九一二番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宿毛市平田町戸内字拳ノ跡一八一八番一から同市平田町戸内字森六二五一番二一地先まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
宿毛市平田町戸内字中大和田一八八四番一から同市和田字唐川口四三三番二地先まで	前	B A 八・六〇～三二・〇〇（キロメートル 五・六五〇）	
	後	B A 八・六〇～三二・〇〇（キロメートル 五・六五〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一二・七二～一六七・五〇（キロメートル 六・六五七）	
		一二・七二～一六七・五〇（キロメートル 六・六五七）	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宿毛市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇三〇番一から同市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇一一番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
三豊市財田町財田上字池の尾七六八一番一から三好市池田町州津乳ノ木一三八一番一まで	前	A 七・七〇～九一・三三（キロメートル 一二・七九三）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 八・八九～一九七・六三（キロメートル 八・一九八）	
	後	A 七・七〇～九一・三三（キロメートル 一二・七九三）	
		B・C・D 八・八九～一九八・〇九（キロメートル 八・一九八）	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡越知町野老山字山ノ下タ九〇九番六から同町野老山字山ノ下タ九〇一番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
西予市宇和町信里四四五番二から同市宇和町信里七四三番二地先まで	前	一二・四三～三二・五七（キロメートル 〇・一九三）	
	後	一一・八〇～二三・〇〇（キロメートル 〇・一九三）	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所